

〔第3報告〕

ヨーロッパ文化における人種差別観の変遷と アボリジニに対する英国政府の変化

原 剛

1. ヨーロッパ文化の中での人種観の変遷

(1) 古代ギリシア時代の人種観

ヨーロッパの文化の根底にある伝統の一つは、古代ギリシア・ローマの文化にあったと言ってもよいであろう。古代ギリシア文化の最初の文学的な金字塔はホメロスの叙事詩であった。「人類をヘレーネス（ギリシア人）とバルバロイ（異邦人）に二分し、ヘレーネスは自由人として生まれついており、バルバロイは奴隷に生まれついている、といったような観念はホメロスにはない⁽¹⁾と我が国のギリシア史研究の泰斗は述べている。そうであれば、紀元前8世紀頃のギリシア人には後世のギリシア人のような、人種に基づく奴隷制の正当化はなかったと思われる。

紀元前5世紀ギリシアの歴史家ヘロドトスの世界は、ヨーロッパとアジアとリビアすなわちアフリカであったが、その著書『歴史』に、アジアの人間やリビアの人間にたいする差別意識は読みとれない。むしろ、エジプト人が、自分たちは世界最古の民族であると考えたことがあるとか、アラビア人ほど盟約をまもる民族はない、という記述がある⁽²⁾。そこに書かれた歴史は、財宝を奪い、征服民を奴隷とするために、強い民族が他の民族を攻撃する戦争の歴史である。

人間が、自分の所属する人種と他の人種とを区別する行為は、古代からどの文化にも存在してきたであろう。しかし、ある人種と他の人種との間に得失あるいは利害の対立がない場合には、その行為は単なる区別にとどまるが、そこに得失あるいは利害の対立が生じると、単なる人種の区別は差別に変化して、一方が他方にたいして不当な攻撃や迫害を加えることが生じたのではないであろうか。そして戦争に負けた者は奴隷とされた。戦争は、同じ人種や民族のあいだでも行なわれて、戦争の敗者は奴隷とされたから、奴隷は一定の人種がおとしめられるものとは考えられるはずがなかった。戦争相手の敗者自身とその子孫を奴隷としてきたギリシア人も、そう考えるはずはなかった。そして奴隷が自由な市民の利己的な利益のために存在させられていることも、明らかに認識されていたであろう。

しかし人間は、一定の水準の倫理規範をもつようになると、自己の行為を単に私利私欲だけで説明するのでは満足できなくなるものらしい。何か別の理屈をつけて自分の行為を正当化するのが常である。奴隷についてギリシアで初めにつけられた理屈は、それが戦争の掟であるということであった。しかしアリストテレスは、これに飽き足らず、一方の人間が自由人で、他方の人間が奴隷となるのは、自然の定めであるという理屈をつけた。

「(これまで知力の差異について述べてきたが)、自由人と奴隷のあいだに肉体的な差異を生じさせるのも、自然の配剤である。すなわち自然は、奴隷には奴隷の仕事をするのに適した肉体を与え、自由人には、堂々と振る舞う風格を与え、戦時や平時の市民生活において有用な者としたのである。」⁽³⁾

これは奴隷が戦争に敗れた者の運命であることをまったく無視した議論である。それでアリストテレスはその後に、奴隷が自由人の肉体と精神を有することもあり得るとも言わざるを得なかったであろう。それでもなおアリストテレスは、劣った種類の人間が優れた種類の人間の奴隷となるのは当然だと述べ、戦争の奴隷について言えば、敗者は劣っているがゆえに敗者となると強弁する。しかし高貴な人間が戦争の敗者になって奴隷とされる場合も認めており、それゆえに、ギリシア人は奴隷という言葉に異邦人だけに用いることを好むとも述べている。ギリシア人は別格なのである。

「ギリシア人は、ギリシアにおいてのみならず、世界のどこにおいても絶対的に高貴であると考える。しかしギリシア人は、異邦人は彼らの国においてのみ高貴だと考える。こうして一方には絶対的な高貴さと自由があり、他方には相対的な高貴さと自由があることになる。」⁽⁴⁾

紀元前4世紀、アリストテレスの時代のギリシア人は100年前の祖先と違って、自分の民族の優越性を誇り、他民族を奴隷にふさわしいと見下す人種差別的観念をもつようになっていた。

(2) 中世ヨーロッパにおける宗教的差別と人種差別的被害者

(a) 宗教的・人種差別的被害者、ユダヤ人

中世ヨーロッパでは、人々は自分がキリスト教の世界に生きていると考え、ヨーロッパ人だと意識していないのが普通だった。自分がヨーロッパ人だと知っていたのは、ギリシア語の古典を読めた少数の聖職者たちだけであった。中世ヨーロッパの人々にとって、世界はキリスト教徒の世界と異教徒の世界から成り立っていた。9・10世紀頃になると、異教徒の世界はヨーロッパ人が住む地域の外にあるのが普通だったが、キリスト教の世界の内部に特殊な異教徒の集団が点在

していた。それはユダヤ教徒だった。

ローマ帝国において商業が盛んに行なわれた時代には、ユダヤ人のなかに、盛んに商業活動に従事して富を蓄える者が各地にいた。キリスト教会は、ユダヤ教徒はイエスの死に責任がある宗教の信者であると考えた。4世紀以降にキリスト教がローマ皇帝によって公認され、教会の権威が高まるにつれて、キリスト教会は、クリスチャンがユダヤ教徒と取引きすることを禁止して、ユダヤ教徒を通常の商業活動から閉め出した。資本をもつユダヤ教徒に残されたのは、キリスト教徒が教会法によって禁止されていた金貸し業のみであった。資本が少ない時代であったから、ユダヤ人のなかに、高利貸し業によって大きな財産を蓄積する者が出てきた。そうすると、それがまたユダヤ教徒迫害の理由となり、ユダヤ人はヨーロッパの各地でしばしば迫害された。ユダヤ教徒の迫害は宗教的な偏見のみによる場合は、キリスト教に改宗すれば迫害を免れたが、経済的な理由から迫害されるようになると、改宗しても、実は隠れてユダヤ教を信奉しているという理由をつけて非難され、宗教の如何にかかわらず、ただユダヤ人であるという理由だけで迫害された。⁽⁵⁾

(b) 宗教的差別の被害者、ムスリム

8世紀以降のヨーロッパのキリスト教徒にとって、最大の異教徒集団は、ムスリムであった。ヨーロッパ人は、ムスリムに対して大規模な攻撃を11世紀末から13世紀にかけて行なった。ヨーロッパ人は十字軍を編成して、その当時のヨーロッパより豊かで高い文化生活を営んでいた地中海東部のイスラム世界を侵略した。十字軍の大義名分は、セルジュークトルコが占領したイェルサレムの奪還だったが、十字軍が200年近くにわたって7回も繰り返された動機が、宗教的な情熱だけでなく、物質的な利益も大きな動機だったことは否定できないであろう。

十字軍が最初からイスラム世界への物的膨張をも求めていたことは、1095年のローマ教皇ウルバヌス2世の演説の中に見られる。ある修道士の記録によると、そのとき教皇は、聖地奪回のほかに、「あなたがたの国々は八方ふさがりで高い山にとり囲まれ、海によって仕切られている。こんな大人数のためには狭すぎるのです。……」と述べたと伝えられている⁽⁶⁾。しかし十字軍はヨーロッパ人の経済的な利益獲得を標榜して行なわれたのではなく、ローマ教会の名において行なわれた。すなわち、それは人種対人種の戦いでなく、宗教対宗教の戦いだったのである。

(c) 中世ヨーロッパ人の人種の差別主義の一般的な欠如

中世ヨーロッパ人が異なる人種に対したとき、ユダヤ人に対したときは例外として、一般的には、宗教以外の理由で人種的な偏見をもって接したとは思われない。マルコ・ポーロの東方見聞録を見ても、そこに後世のヨーロッパ人の傲慢な姿勢はない⁽⁷⁾。

中世ヨーロッパにおけるユダヤ人に対する人種差別の理由は、ユダヤ人という人種そのもので

はありえなかった。なにしろイエス・キリストはユダヤ人の中に現れた神の子なのだから。したがってユダヤ人に対する差別の理由がまず第一に宗教であったとすれば、その差別は改宗によって解消されるはずであった。確かに初めのうちは、ユダヤ教徒の場合でも、キリスト教に改宗することによって、その差別を免れることができた。なぜならば、いったん改宗してクリスチャンになれば、クリスチャンは原則として神の前では平等であり、現在は異なる人種のようにみえても、もとはすべて神によって造られたアダムとエヴァの末裔だからであった。5世紀に教父アウグスティヌスは次のように述べている。

「どこで生まれた人間が誰であろうと、すなわち道理をわきまえた命ある生き物が誰であろうと、またその者の皮膚の色、動作、声がどのようであろうとも、またその者の力や生まれつきの四肢や性質がどれほど特殊であっても、クリスチャンは誰でも、その者が最初に創造された一人の人間の末裔であることを疑うことはできない。」⁽⁸⁾

(3) ヨーロッパ人の人種的優越感の出現：ヨーロッパ人による「野蛮人」の発見

ヨーロッパ人が16世紀以降に西半球と南半球の大洋を航海して、アメリカ大陸、アフリカ大陸、大洋州や太平洋の島々の先住民と遭遇して彼らの生活状態を観察したとき、彼らはそれらの住民を「野蛮人」と呼んだ。Oxford English Dictionaryによると、savage（野蛮人）という語が、文化の最低の発達段階にある未開の民族を指す語として用いられ始めたのは16世紀のことである⁽⁹⁾。彼らはヨーロッパ人とこれらの地域の人々の発達段階の格差を認識し、またヨーロッパ人と彼らの身体的な特徴が異なることに注目した。18世紀イギリスの哲学者ヒュームは、1754年に次のように書いた。

「私が思うに、ニグロおよびその他のすべての人種一般（というのは人間には4種類ないし5種類の人種があるから）は、生まれつき白人に劣っている。白人以外の皮膚の色をした文明開化した国はかつてなく、そのなかから行為や思想において卓越した個人もかつて出たことはなかった。また独創的な製造業も、芸術も科学も、彼らのなかにはない。他方、白人にあっては、どんなに粗野で未開な民族でも、例えば古代のゲルマン人でも、現在のタタール人でも、武勇においても、まつりごとにおいても、その他の点においても、やはり何か優れたものがある。自然が人種のあいだに初めから差異をつけていなければ、このような差異が、国々と諸時代に、符号を合わせたように常に生じるはずはない。植民地のニグロは言うに及ばず、ヨーロッパ全土にいるニグロの奴隷のなかに、優れた才の兆候さえ見いだすことができない。他方、我々のあいだでは、教育のない『低い身分の人々』でも、立身して、あらゆる専門的な職業で身を立てる人がいる。」⁽¹⁰⁾

(4) 啓蒙思想の影響による合理主義の高揚と聖書の権威の低下：新たな人種差別の根拠

啓蒙を達成するために必要な条件は、理性を自由に公的に使うことができることであると、18世紀後期のヨーロッパの哲学者カントは考えた⁽¹¹⁾。人類について考古学や地質学において、理性が自由に行使されて、研究の結果が公表されると、人類の歴史に関する聖書の記述と、それに関する教会の解釈が科学的に合理的でないことが、次第に明らかになった。そして人間はすべてアダムとエヴァの末裔であるからすべて平等であるというキリスト教会の教義の権威が薄れていった。アメリカ合衆国の独立やフランス革命のなかで人間の平等が説かれたのは、啓蒙思想の影響の現れであったが、他方、啓蒙思想によって、教会の権威が弱まると、人間はすべて同胞であるとする思想が弱まった。人間の発達に関する聖書的な解釈が合理的でないと言われ、発展している優秀な人種と、未開の野蛮で劣等な人種との平等は、必ずしも合理的でないと言ってきた。こうして啓蒙思想は、人種差別について新たな視点をヨーロッパ人に与えるきっかけとなった。啓蒙思想が説く人間の平等は、ヨーロッパ人のあいだの平等であって、野蛮人をその平等に含ませる必要はないことになるのであった。むしろ野蛮人は自然を理性的に利用せず、浪費しているから、彼らの自然をヨーロッパ人が取り上げて活用することは、人類の利益だということになるのであった⁽¹²⁾。

(5) 19世紀以降のヨーロッパ人による東洋人の認識

上記のヒュームの言葉によれば、彼が生きた18世紀のヨーロッパでは、白人とされたのは、必ずしもコーカサス人だけではなかったようである。この時代のヨーロッパ人にとって有色人種の代表的な存在はアフリカの黒人と、世界のその他の諸地域にいて、ニグロに近い皮膚の色をした文明の低い発展段階に止まっていた人々であった。ところが、19世紀に入ると、ヨーロッパの東方にある諸民族の国が、ヨーロッパ人と同様に、いなそれ以上に、古く確立された政体を持ちながらも、ヨーロッパ人の武力に対抗できないことを、ヨーロッパ人は看取した。彼らはそれらの人々を一括して呼ぶために、「オリエンタル（東洋人）」という語を用いた。彼らの基準によれば、世界で最も優秀な人種はヨーロッパ人、あるいはコーカサス人で、次は東洋人、その下が野蛮人であった⁽¹³⁾。

(6) 社会進化論の影響

社会の進化に関するスペンサーの議論が、19世紀半ば過ぎのダーウィンの『種の起源』（1859年）の刊行によって強化されると、「適者生存」の原理が人間集団にも当てはめられた。すなわち人間には優等な人種と劣等な人種があり、優等な人種は適者なるがゆえに生存し繁栄する運命を与えられているのである。その議論によれば、劣等な人種は消滅するのが宿命であり、それが

自然の法則であって、劣等な人種の消滅は人類の進歩を意味するのであった。北アメリカ南部の奴隷制度擁護者だった外科医のジョウザイア・ノットは、人間の起源は複数であって、黒人種は本質的に劣っており、文明はヨーロッパ人、とりわけゲルマン系ヨーロッパ人によって築かれたと主張した。

「創造主はこの人種（コーカサス人種）にひとつの本能を植え付けた。その本能に駆られて、彼らは、思わず知らず、すべての困難を克服し、地球を文明開化させるという大きな使命を達成するのである。彼らを促すものは理性でも哲学でもない。それは宿命なのである。……民族でも人種でも、個人と同様に、各々が特別の宿命をもっている。支配するように生まれつく民族もあれば、支配されるように生まれつく民族もあるのである。」⁽⁴⁴⁾

ノットによれば、ヨーロッパ人は支配者となる宿命を創造主によって与えられているのであって、ヨーロッパ人の発展こそが自然の法則であり、黒人を初めヨーロッパ人種以外の人種がヨーロッパ人に支配されることが、人類の発展につながるというのであった。

(7) 第二次世界大戦の影響

第二次世界大戦が終わって、1960年代になると、ヨーロッパの大部分の国では、コーカサス人以外にたいする人種的な優越感を公式に表明したり、公的に人種的な差別をすることはなくなった。それについて、アンドリュー・マークス Andrew Markus は三つの理由を挙げることができると述べている。

第一に、その戦争の緒戦における日本軍の活躍がヨーロッパ人の優越感を崩したことがある。ただし戦時中の日本軍の人命を無視した狂信的な行動と、他民族にたいする非人間的で野蛮な行為とによって、日本人に対する非常な嫌悪感をヨーロッパ人の心にいだかせ、黄色人種に対する差別感と警戒心を強めさせたという反面があった。

第二は、人種差別政策が極限に達すると、進歩したはずのヨーロッパ文化が、ヒトラーのユダヤ民族ホロコースト政策を生じさせることがあり得るという事実であった。

ヒトラーはアーリア民族が世界で最も優れた民族であると称し、ゲルマン人とユダヤ人との混血はゲルマン人の退廃をもたらすと云った。その政策が人類史上最悪の狂気の沙汰の一つであったことはまちがいない。第二次世界大戦が終わって、真実が明るみに出たとき、世界の人々は人種差別主義の行き着くところの恐ろしさと愚かさとを痛感した。

国連のユネスコは、1949年から1951年にかけて、さまざまな分野の学会の権威による人種問題研究会を設け、その研究結果を、『人種と科学』*Race and Science* という書物で1969年に刊行した。その書物は、現在までに科学的に判明したことによれば、人種のあいだには、生まれつ

きの知的あるいは情緒的な差異はなく、知能はあらゆる民族のあいだで大差ないということを明白に宣言したのであった。

第三は、第二次世界大戦後の米ソ間の冷たい戦争である。この戦の大義名分として、米国と西ヨーロッパ諸国は自由と民主主義をイデオロギーとして掲げ、ソ連は共産主義をイデオロギーとして掲げた。冷たい戦争では、アジアとアフリカの人々の心をつかむことが世界戦略の上で不可欠であった。もともと植民地解放や民族の独立は、米国の民主主義とソ連の共産主義が国際的に主張してきたことであった。米国を助けて西ヨーロッパ諸国がアジアとアフリカの人々の心をつかむには、西ヨーロッパ諸国は、その人々に対する優越感や人種差別観の破棄を公式に表明しなければならなかった。こうして最後まで、頑強に人種差別政策を取った南アフリカ共和国の政府も、それに反対する国内の黒人勢力の闘争と先進国の批判と経済制裁を受け、ついに1991年にアパルトヘイトをやめたのであった⁽¹⁵⁾。

2. オーストラリアのアボリジニ

(1) アボリジニの由来

今から12万年前の地球の海面は、現在より高かったであろうと推測されている。それから現在まで、気候の変化によって海面は上下の変動を繰り返した。概して言うと10万年前から1万年前までは、オーストラリアとニューギニア島は陸続きであった。とくに2万年ぐらい前には海面が低くなったので、オーストラリアは現在の1.25倍の大きさだったであろうと考えられている⁽¹⁶⁾。そうであれば、人々が北方から島伝いにオーストラリアに来ることは、現在より容易だったであろう。オーストラリアの先住民は、今から5万年ぐらい前にオーストラリアの北岸に渡り始め、今から4万年前になると、オーストラリアの南部に住むようになっていた。ニュー・サウス・ウェイルズにその痕跡が発見されている⁽¹⁷⁾。彼らは東南アジアのどこかを經由して来たのであろうが、その出発点がどこだったのかは分からない。おそらくいろいろな所から、多くの家族が長い期間をおいて散発的に渡来し、それから長時間かけて南にたどり着いたのであろう。1843年にオーストラリアの総督グレイが、ニュー・サウス・ウェイルズとその近傍の先住民の言葉は、地域別に5種類の方言に分けられると本国に報告した⁽¹⁸⁾。現在ではオーストラリア全体に約300の異なる言語集団が存在したであろうと考えられており、その異なる言葉は、方言というより異なる言語だったと言われる⁽¹⁹⁾。異なる言語を話す集団がそれほど多く存在したということは、上記の移住に関する記述が正しいことを示唆する。

(2) 1788年頃のアボリジニの社会・経済と人口

彼らはその4～5万のあいだに定住農業の経済に移らず、狩猟と採集の経済を続けた。その

社会の中で、個人は家族に属し、家族がいくつか集まって氏族 clan を構成した。そして言語、信仰、習慣、血縁関係を同じくするいくつかの氏族が集まって、さらに大きな言語・文化集団の部族 tribe を形成した。各部族にはテリトリーがあって、各氏族は部族のテリトリーの中の領分 estate を管理した。そして氏族の領分は家族の持ち分に分かれており、その家族の持ち分の管理責任は各家族の長に委ねられた。持ち分や領分の利用は硬直的でなく、状況に応じて利用を融通し合った。彼らは、その領分の中でキャンプ地を転々と移動しながら食料を得たのであった⁽²⁰⁾。

イギリス政府がオーストラリアを犯罪者の流刑地と定め、シドニーの周辺に囚人の自給自足の植民地を建設し始めたときのオーストラリアの先住民の生活は前記のようであった。

この時期のアボリジニの人口が、最大で何人だったのかは分からない。1930年に人類学者のラドクリフ・ブラウンは、その当時のオーストラリアの人口が30万人程度であっただろうと述べた。その数字が1980年代半ばまで信じられてきたが、1986年のバトリン、1988年のホワイト／マルヴェニらの経済史家が、その数字を修正した。すなわち前者は、1788年当時のオーストラリアのアボリジニの人口が70～90万人位だったとし、後者は、それが75万人ぐらいであっただろうと述べた。現在では75万人説が優勢である⁽²¹⁾。

ところでオーストラリアに先住民が渡来し始めたのが5万年前だったとして、4万年前頃の人口が仮に1,000人だったとすると、1年に1,000分の1の増加率で増加しても、8,000年後には300万人の人口に達することになる。1788年当時の人口が75万人程度だったということは、長期間に渡って人口が増加しなかったことを意味する。アボリジニも、他の狩猟・採集民族と同様に、人口を調節するための文化的な装置をなにかもっていて、人口が一定の水準に達した後に人口を調節して、その水準を維持してきたのであろうと思われる。

ところが、1788年にイギリス人が来てから、彼らの人口は減少の一途をたどって激減した。アボリジニの人口の激減は、すべてオーストラリアにイギリス人が植民してから後に起こったことである。その時以降、何が起こったのか。次にそれをみることにする。

(3) イギリス当局のアボリジニ対策の変化

(a) 「空き地」論の結果

イギリス人は、海外で先住民がいる土地に侵入したとき、その先住民が一定の法体系と統治組織をもつ政体を形成して、その土地を占有している場合には、その先住民の土地所有権を認めて、その土地をイギリス人が占有するためには、先住民を説得して支配下に組み込むか、または契約を結んでその土地の借地権を得ることとした⁽²²⁾。

イギリス人がオーストラリアを流刑地とし、そこに囚人の自給自足の植民地を建設しようとして、1788年にボタニー湾に船団を停泊させた時、彼らの到着は先住民によって観察されてい

た。そのとき、先住民はマストに登る船員を見て、彼らが猿の一種だと思ったらしい。上陸後に先住民とイギリス人のあいだには、友好的な交流もあれば、先住民がイギリス人の囚人を殺したり、イギリス人が先住民を殺したりすることもあった。イギリス政府はただちに、先住民は定住地のない浮浪の民であって、その地に何らの権利ももたず、そこは Terra nullius (空き地) であると断定し、その地はそこを占拠したイギリスの女王のものだと宣言した。しかしその時点では、イギリス政府は、人間としての先住民を差別しようとはしなかった。イギリス政府は先住民を定住させて教育し、イギリス植民地の社会に同化させようとした。しかしそれは失敗に終わった。それもそのはずであった。先住民の生活の基礎は、一定の範囲の土地を部族が共有し、資源を枯渇させないようにその範囲の中で遊動しながら収穫し、その資源を共有することであったのに、イギリス人の生活の基礎は、一家族が一定の土地に定住してその土地の資源を占有することだったからである。先住民の部族の共同利用地に、後から植民したイギリス人が境界を設けて、そこから得られる生産物の占有権を主張しても、先住民はその生産物は自分たちにも帰属すると考えたであろう。イギリス人が自分の占有地の資源から先住民を排除するためには、暴力に訴えなければならず、先住民は、これに対抗するために暴力を用いざるを得なかった。その勝敗は初めから明らかであった。19世紀のうちに、アボリジニに殺された白人の数は約3,000人であったが、アボリジニのほうは、18世紀末の75万人から1920年頃の6万2,000人に減少したのであった⁽²³⁾。とりわけタスマニア島のアボリジニは、4,000人から1831年には203人になり、その生き残った203人も、環境が厳しく異なるフリンダース島に移住させられて、1876年に最後の一人が死んで絶滅したのであった⁽²⁴⁾。アボリジニの人口減少の原因のすべてが白人による殺戮だったわけではない、というのは事実であろう。よく言われるように、アボリジニには白人の病気に対する免疫がなかった。しかし病気がアボリジニのあいだで蔓延したとき、植民地政府はそれについて対策を講じる姿勢をみせず、アボリジニが衰滅するままだに放置した。また白人は豊かな土地を次々に占拠し、アボリジニを食料採集が十分にできない不毛の地に追いやった。これは直接に手を下さなくても、アボリジニの人口を減少させる大きな要因だったであろう。アボリジニの悲劇の根源は、アボリジニの経済生活を理解せずにイギリス人が掲げた「空き地」論にあったのである。

(b) イギリス政府の人道主義の建前と植民地の実情

19世紀の半ば頃まで、イギリス政府はキリスト教の教えに従い、建前としては人間はすべて同胞という理想を掲げていた。1839年に、総督のギプスは次のような布告を植民地の住民に対して出して、アボリジニがヨーロッパ人と同等の法的待遇を受けることを宣言した。そして強者であるヨーロッパ人が、弱者であるアボリジニを交戦中の敵国人のように扱うことを禁止している。それが現実だったのである。

植民地省大臣事務局 シドニー 1839年5月21日

「総督閣下は、本植民地全土の家畜所有者と公衆一般に対して、立法議会の最近の臨時会期において制定された法律（ヴィクトリア女王法律第2号第27条）によって、広範な権限が居住地の境界の外で活動する土地弁務官たちに与えられたことについて注意を向けさせたいと思い、またその弁務官たちがその領域の治安判事であることについても注意を向けさせたいと思う。前記の法律制定にあたり、立法議会が考慮した目的の一つは、居住地以外で広く原住民によって行なわれ、また原住民に対し行なわれる残虐行為を止めることである。総督閣下は、最近、本国政府から明瞭な訓令を受けたことを公表することが当を得ていると考える。その訓令によれば、白人との衝突の結果、先住民の誰かが死亡した場合には、その事件について調査がなされなければならない。総督閣下は、そのような事件においては、加害者なり被害者なりがどの人種であっても、すべての者にたいして、権限の許すかぎり平等で差別のない裁判をするように決意したことを公表することも当を得ていると考える。自然を共用する人類として——この国の富の主たる発生源である土地の先着者として——またオーストラリア全土をあまねく支配される女王陛下の人民として、同植民地の原住民は、イングランドの法律の保護と援助を受けることについてヨーロッパ出身の人と同等の権利をもつ。

その双方のいずれか一方が他方を傷つけたり迫害したりするのを許すこと、あるいは強者が弱者を戦争状態にある外国人と見なし、弱者に対して交戦国としての権利を行使してもよいと見なすのを許すことは、正義と人道主義にもとるのみならず、イングランドの法の精神にも反するものである。女王陛下の土地の弁務官の、アボリジニに対する義務は、常に彼らとの友好的な関係を育成し、彼らが受けるかもしれない不正が正されるように援助し、とくに白人が彼らの女性に干渉することを防ぐことである。……」（植民地総督から植民省大臣への報告書の添付文書）⁽²⁵⁾

植民者たちは、アボリジニを「ブラック」と呼んでいたが、19世紀の半ば過ぎまで、オーストラリアでは皮膚の色によって差別する意識はなかったと思われる。流刑された囚人のなかには黒人もアジア人もいたが、彼らは白人と違う差別待遇は受けなかった。英国人とマレー人の混血だったウィリアム・ライト中佐は、南オーストラリアの初代の測量監督官となり、アフリカ人との混血だったサー・フランシス・ヴァルヌーヴ・スミスは、タスマニアで法務長官、裁判所長官、植民地政府首相と要職を歴任した。（例外は1830年代末から送られてきた中国人の債務年季奉公人で、彼らは奴隷のような待遇も甘んじて受ける最低の人間として扱われた。）⁽²⁶⁾

アボリジニを迫害した理由は、人種的な偏見よりも、往古の昔からアボリジニが利用してきた土地から彼らを追い出さなければ、植民者は物質的な利益を得られないことであつた。それゆえに、それに対するアボリジニの反抗を徹底的に押し潰そうとしたのである。アボリジニは観念的には英国女王の人民であつたが、実は入植した英国人の敵だったのである。

1847年刊行の『ブッシュマン』の著者は次のように書いている。

「勇敢で良心豊かな我がイギリス人は、領土を広げつつ、オーストラリアは征服地ではないことを世界に示そうと細心の注意を払っている。そして歴代の英国の大臣たちは、この領土の所有権の根拠は先拠権にあることを忘れてはならないと繰り返してきた。『先拠権』だって？ なんとたゝる詭弁！ なぜ手取り早く大胆に、力の権利に基づくと言わないのか？ 我々はこの国を攻略し、住民を打ち殺した。そして生き残った住民は、ついに我々の支配下に入らざるを得なくなったのである。我々はオーストラリアの所有権をもつ。しかしそれは力でもぎ取ったものなのである」⁽²⁷⁾

植民者たちは次第にアボリジニの生活圏に侵入した。アボリジニはこれに反抗した。植民者は、彼らを猿に等しいとか人間以下の動物であるとか言って、容赦なく銃で打ち倒した。開拓地の拡張の時期に2万人のアボリジニが殺されたであろうと推計されている。(アボリジニの殺害について白人が罪を問われることはめったになかった。例外は1836年に180人ぐらいの無抵抗のアボリジニを襲って多数を負傷させた罪を問われ、7人の民間の白人が死刑にされた事件である。それ以外では、アボリジニを殺害した白人が死刑となったのは、19世紀中にはわずかに4件だけであった。)⁽²⁸⁾

その実情は英国本国にも伝えられたのであろう。本国の植民地省の大臣は次の通達を植民地に送った。

ダウニング・ストリート 1839年12月21日

「ニュー・オランダの原住民の問題に関する女王陛下の政府の憂慮は、いくら強調しても過ぎることはない。かの不幸な人種の状態と展望を考慮するとき、深い哀れみの念を禁じ得ない。私は原住民の効果的な保護を阻む多くの困難を認識しており、またとくに入植者の財産にたいする攻撃に起因する入植者の憤激から生じる諸困難を認識している。しかしこれは原住民に示された有害な手本の当然の結果であり、原住民が被害を被った諸悪の当然の結果なので、甚だ心苦しいものである。しかもなお政府は、その攻撃は初めにもともと我々自身が行なったものであることと、ニュー・サウス・ウェイルズの先着の占有者にキリスト教の恵みなり、文明生活の技術と利益に関する知識なりを伝える試みを体系的に行なうという神聖な義務をいまだ遂行していないことを忘れることはできないのである」(植民地省大臣ラッセル卿から総督ギプズへの至急公文書)⁽²⁹⁾

またニュー・サウス・ウェイルズやヴィクトリア地域の新たな開拓地および1836年に新たに建設された南オーストラリア植民地で、アボリジニのための保存地を将来に設けることとされた。

しかしそこに実際に設けられた保存地は取るに足りないものであった。さらに 1838 年には、本国政府の命令でニュー・サウス・ウェイルズ植民地では、アボリジニ保護官が任命されたが、それは 10 年後に廃止された。1846 年には、英国議会で制定された「オーストラリア原野法」Australian Waste Land Act に基づき、英本国の枢密院令によって、牧場経営者はアボリジニが以前もっていた原野における狩猟権を拒否してはならないものとされた。アボリジニのこの権利は 19 世紀後半に、西オーストラリア植民地、南オーストラリア植民地、クイーンズランド植民地で法律上は保証されたが、牧羊業者によって無視された。本国政府のこの理想主義は、現地ではほとんど無視され、保存地区の面積も大いに縮小された⁽³⁰⁾。

アボリジニを迫害する植民者が自己の行為を正当化するための根拠は、アボリジニは人間以下の存在で、道徳も宗教もなく、理性がなく、彼らを教化する試みは無益で、彼らに対する最善の方策は力で押さえ付けて彼らに恐怖心を持たせることだというものであった。

(c) 19 世紀後期の公然たるアボリジニ抑圧・差別政策

19 世紀後期になると白人の優越感、社会進化論によって徐々に強められていった。

1880 年頃にメルボルンの新聞には次のような記事が見られた。

「アボリジニが滅びる運命にあるのは当然と考えられているようである。彼らは、ほかの国の先住民と同様に、白人の前で消え去らねばならない。……オーストラリアで彼らはもがきもせずに消え去る。ただ消え去るのみである。……我々はキリスト教の人間愛によって、その消滅の日を延ばし、彼らが突如として消滅するのではなく、その段階を徐々に進むように助けなければならないという思いに動かされる。……彼らは過ぎ去った民族の残骸である。彼らは弱く無力である。そして学者は、彼らが消え去るのは当然で、自然は無情なものだと言うかもしれないが、我々は人間愛によって彼らを力づけ助けられないわけにはいかないのである。」⁽³¹⁾

1880 年のクイーンズランド植民地議会の演説で、後に 1888 年にクイーンズランドの首相となった保守党のムーアヘッドは次のように述べた。

「クイーンズランドで行なわれてきたことは、どこの国でも行なわれてきたことであります。白人である我々は、植民者としてここに来ました。そして黒人を追い出そうとしているのであります。……劣等な人種は優秀な人種に道を譲るべきであります。……アングロ・サクソン人種の前進の前に消滅するはずのこの哀れな生き物が、ぐずぐずと生き延びるようにする行為は間違っております。黒い奴らは消え去るべきであります。……私は、アボリジニの人種が保存に値するとは思いません。もしアボリジニが一人もいなくなれば、それは甚だよいことであります。」⁽³²⁾

さらに 1888 年の新聞記事は、劣等民族の消滅が人類の利益になるとまで書いた。

「進歩の段階が大いに異なる二つの人種が接触した場合に、劣等な人種が消滅する運命にあるのは自然の法則であるように思われる。……そのことは人道的な慈愛にいかん反すとしても、それは適者を生存させることによって、人類全体にとっては有益なことである。人類の進歩は優等な人種が広がって、劣等な人種を閉め出すことによって達成されたのである。」⁽³³⁾

このようなアボリジニ観の変化にともなって政府の態度も変化した。1897 年から 1910 年にかけて諸植民地で制定された法律は、アボリジニを差別し、その人権を無視するものであった。1897 年にクイーンズランドでは、アボリジニ保護法 *Aboriginals Protection Act* によって、アボリジニ全員を *mission station* と呼ばれた居留地に集めた。居留地が設けられた地域は牧牛産業が盛んな地方であり、この法律によって、牧牛業者は極端な低賃金で労働力を確保したのであった⁽³⁴⁾。また西オーストラリア植民地では、アボリジニは許可無くして首府のパースに入ることができず、官憲はアボリジニを個人としても集団としても、都市や都市周辺や首府圏から移動させる権限をもち、アボリジニは、政府が決めた居留地に住まなければならなくなった。アボリジニを白人の居住地から遠く隔たった辺境に追いやったのである。そこは十分な食料を得られるところではなかったので、アボリジニの人口減少は加速された。白人の社会から追放されることになるのはアボリジニばかりでなかったが、その最初の犠牲者はアボリジニだったのであった。白人以外の人種を排除する目的は、優秀なアーリア人種の血を劣等人種の血によって汚されないためだった。オーストラリアの人種差別政策は 1890～1945 年の時期に最も強烈だった。1902 年の法律では、アボリジニも含めてヨーロッパ人以外の人種は、選挙権を剥奪され、1908 年に定められた老齢年金と病弱者給付との受給資格を与えられず、1912 年に定められた出産手当も与えられないものとされた⁽³⁵⁾。

(d) 第二次世界大戦後の変化

先に述べたように第二次世界大戦後に、政府がアーリア人種の優秀性を根拠にして人種差別政策を続けることは、国際的に困難になった。1959 年に連邦政府は老齢年金、失業手当、出産手当をアボリジニにも与えることとし、1962 年には浮浪または未開の者を除くアボリジニに選挙権を与え、1966 年にはすべてのアボリジニに選挙権を与えた。1971 年には初めてアボリジニもセンサスの調査の対象とされることになった⁽³⁶⁾。

さらにアボリジニの人類学的な研究が進むにつれて、アボリジニの文化の理解が進み、アボリジニが従来考えられてきたよりも定住する習慣があったことが明らかになってきた。オーストラリアは「空き地」ではなかったのである。1972 年にホイットラムを党首とする労働党は、アボ

リジニが受けた過去の不当な扱いを正し、土地の権利を与えることを公約した。その年の12月に23年ぶりに労働党政府が成立すると、政府はその公約の実行に取り掛かった。1973年には全国アボリジニ諮問委員会の代表41人が、全国のアボリジニの投票による選挙で選ばれ、アボリジニに関することを扱う部局として連邦政府の管轄下に置かれた⁽³⁷⁾。1976年12月に労働党に代わって政権を握った自由党と全国農村党の連立政権は、労働党の法案を修正して、アボリジニの共同体のために土地を購入する基金を設けた。1989年までに北部地域の33.7%が自由保有地域として返還され、2%が定期借地として返還された。南オーストラリアでは州の面積の18.7%がアボリジニの所有とされたが、他の州ではアボリジニの所有地とされたのは0.06%にすぎなかった。西オーストラリアでは、広大な土地がアボリジニ個人あるいは集団の定期借地とされたが、その大部分は乾燥地帯で、鉱物資源のあるところを除けば、経済的にはあまり価値のないところである⁽³⁸⁾。

3. 結 び

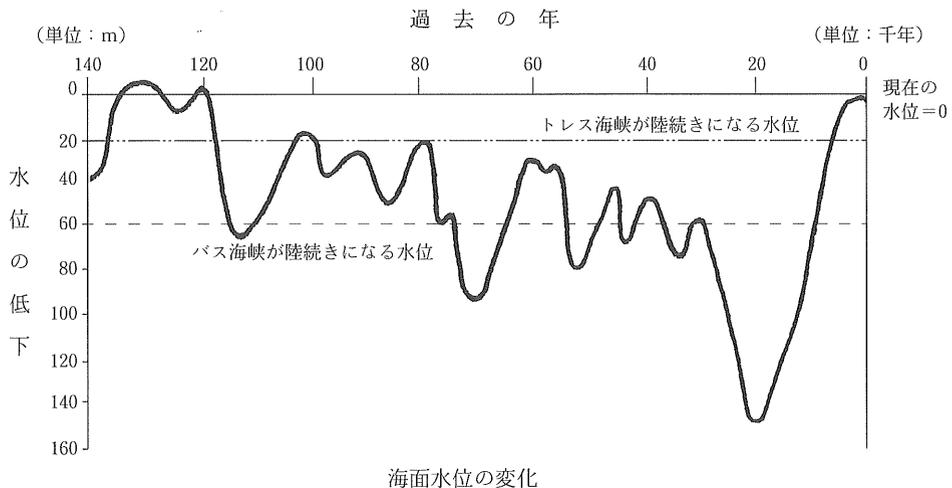
アボリジニに対する英国政府の政策の建前は、初期の人道主義的、人類みな同胞的なものであった。1830年代以降の保護政策と言われるものは、その現れの一端である。もちろんこれは建前であった。オーストラリアの資源をめぐる利害関係の対立が生じれば、強者である白人は植民地建設の初めから容赦なく先住民を攻撃し、殺害した。それが民間の植民者ばかりでなく、植民地政府の武力によってもなされたことは否定できない。しかし少なくともそれがイギリス本国政府の建前と異なっていたことは、植民地大臣からオーストラリア総督に宛てられた文書によって見ることができる。しかし、19世紀半ばを過ぎると、アボリジニに対する理想主義は、本国政府の念頭から離れたように思われる。アボリジニに対する植民地政府の態度は、保護の名を借りて隔離するもの、絶滅へ導くものへと変わっていった。19世紀後期のオーストラリアでは、他人種への差別政策が強く全面に出され、アボリジニは英国国民であったにもかかわらず、劣等な有色人種という理由で差別された。その差別は第二次世界大戦中まで続いたが、戦後になると、その扱いに変化が見られた。彼らに社会福祉制度による給付の需給を認めたり、彼らをセンサスの調査対象に加えたのはその現れであり、わずかでも彼らに土地を返還したことは、大きな変化であった。

オーストラリアの植民地政府の、アボリジニに対する態度のこの変化は、ヨーロッパにおける人種差別意識の変化に対応して進んだものであった。

《注》

- (1) 太田秀通生活の世界歴史3『ポリスの市民生活』(河出書房新社1991年)232頁

- (2) ヘロドトス, 松平千秋訳『歴史』(岩波文庫中巻 [1972年] 28頁, 上巻 [1971年] 161, 283頁)
- (3) *The Politics of Aristotle* (ed. & trans.) by Ernest Barker (Oxford Univ. Press 1946), pp.13-4
- (4) *Ibid.*, p.16
- (5) ユダヤ人のこの部分の記述は, 上田和夫『ユダヤ人』(講談社新書 1986年)と J. P. サルトル著安堂信也訳『ユダヤ人』(岩波新書 1956年), フィリップ・ステュアート著山岸勝栄・日野寿憲訳『イギリス少数民族史』(こびあん書房, 1988年) [Philippa Stewart, *Immigrants* (London 1976)] による。
- (6) J. ギャンペル著, 坂本賢三訳『中世の産業革命』(岩波書店 1978年)
[Jean Gimpell, *La Revolution Industrielle du Moyen Age* (Paris 1975)]
- (7) 『マルコ・ポーロ東方見聞録』青木富太郎訳 (社会思想社 1983年)
- (8) Quoted in Thomas F. Gosset, *Race: The History of Idea* (New York 1965), p.9
- (9) "savage" 1588, Shakes, L. L. IV, iii, 222 Like a rude and savage man of Inde.
- (10) David Hume, 'Of National Characters' in *The Philosophical Works of David Hume*, Vol.3, p.252.
- (11) カント著, 篠田英雄訳『啓蒙とは何か』(1784) (岩波文庫, 1950年) 9-10頁
- (12) Pierre L. vander Berghe, *Race and Racism, A Comparative Perspective* (New York 1967), pp. 17-18
- (13) Eric Hobsbawm, *On History* (London 1997), p.218
- (14) Reginald Horseman, *Race and Manifest Destiny* (Cambridge 1982), pp.136-7
- (15) Andrew Markus, *Australian Race Relations* (St. Leonard 1994) pp.155-6
- (16) Chappell, J. and Thom, B. G., 'Sea Leves and Coasts', in J. Allen, J. Golson, and R. Jones (eds.), *Sunda and Sahul: Prehistoric Studies in Southern Asia, Melanesia and Australia* (London 1977), p.69



- (17) White, J. P. and O'Connell, J. F., *A Prehistory of Australia, New Guinea and Sahul*, (Sydney 1983)
- (18) Copy of a Despatch from Governor Grey to Lord Stanley, Adelaide, 26 May 1843 *Irish University Press Series of British Parliamentary Papers, Papers Relating to Emigration, The Aboriginal Population And Other Affairs in Australia 1844, Colonies Australia* vol. 8 (Shannon 1969) pp. 339-41
- (19) Terry Buggy and John Cates, *Race Relations in Colonial Australia* (Melbourne 1982) p.1.
- (20) Tony Dingle, *Aboriginal Economy, Patterns of Experience* (Ringwood 1988)

- (21) N. G. Butlin, *Our Original Aggression: Aboriginal Populations of South-eastern Australia 1788-1850* (Sydney 1983)
 D. J. Mulvaney, "The End of The Beginning: 6000 Years Ago to 1788" in D. J. Mulvaney and J. P. White (eds.), *Australians to 1788* (Sydney 1987)
 Tony Dingle, *op. cit.*, p. 22
- (22) Alan Frost, (1981) "New South Wales as Terra Nullius", *Historical Studies*, 77, p. 522
- (23) Ken Buckley and Ted Wheelwright, *No Paradise for Workers, Capitalism and the Common People in Australia 1788-1914* (Oxford 1988) p. 20
- (24) T. Buggy and J. Cates. *op. cit.*, pp. 45-7
- (25) Copy of a Despatch from Governor Sir George Gipps to Lord Glenelg in *British Parliamentary Papers, Colonies Australia* Vol. 8. pp. 20-1
- (26) Andrew Markus, *op. cit.*, pp. 25-6
- (27) E. W. Landor, *The Bushman, Or Life in a New Country*, in Henry Reynolds (ed.), *Aborigines and Settlers* (North Melbourne 1972) p. 102
- (28) Andrew Markus, *op. cit.*, p. 46
- (29) Copy of Despatch from Lord John Russell to Governor Sir George Gipps, 21 Dec. 1839 in *British Parliamentary Papers, Colonies Australia*, Vol. 8. p. 25
- (30) Andrew Markus, *op. cit.*, pp. 21-5
- (31) *Melbourne Age* quoted in Andrew Markus, *op. cit.*, p. 77
- (32) Queensland Parliamentary Debates 21 October 1880, 32, p. 1141, p. 1145
- (33) Andrew Markus, *op. cit.*, pp. 77-8
- (34) Noel Loos, *Invasion and Resistance, Aboriginal-European relations on the North-Queensland frontier 1861-1897* (Canberra 1982) pp. 177-82.
- (35) Andrew Markus, *op. cit.*, pp. 118-9
 Russell Ward, *The History of Australia, The Twentieth Century 1901-1975* (London 1978) p. 50
- (36) Andrew Markus, *op. cit.*, pp. 163-5
 鈴木清史『アボリジニー、オーストラリア先住民の昨日と今日』(明石書店 1986年) 79頁
- (37) Andrew Markus, *op. cit.*, p. 183
- (38) *Ibid.*, p. 184

(経博・教授)